



平成 24 年 6 月 7 日

各 位

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 齋藤 保
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR 室長 高柳 俊一
T E L 03-6204-7030

明星電気株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 I H I（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、明星電気株式会社（コード番号：6709 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 5 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 24 年 6 月 6 日を以って終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

明星電気株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
67,720,000 (株)	66,399,000 (株)	67,720,000 (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (66,399,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限 (67,720,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年5月9日(水曜日)から平成24年6月6日(水曜日)まで(21営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年6月19日(火曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金90円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計(80,352,423株)が買付予定数の上限(67,720,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年6月7日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	80,352,423株	67,720,000株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	80,352,423株	67,720,000株
(潜在株券等の数の合計)	—株	—株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	67,720個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00 %)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主等の議決権の数	115,345個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年2月7日に提出した第99期第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、平成24年3月21日付けで対象者が発行する第一種優先株式(3,537,735株)の全部を対象者が取得したのと引き換えに対象者の普通株式(対象者の自己株式232,784株及び新株の発行による16,526,988株の合計16,759,772株)が対象者の株主に交付され対象者の普通株式数が16,526,988株増加したため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株(平成24年3月22日現在)に係る議決権の数(132,796個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(80,352,423株)が買付予定数の上限(67,720,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の通り、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成24年6月12日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成 24 年 5 月 8 日に公表した「明星電気株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 24 年 5 月 23 日に公表した「公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「明星電気株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び訂正届出書の記載内容のうち公開買付け開始公告の記載内容に係る部分のお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 I H I

(東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上